（原　案）

計　画　書

大阪都市計画特定街区の変更（市決定）

都市計画愛隣特定街区を次のように変更する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 面積 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 | 建築物の高さの最高限度 | 備考 |
| 愛隣特定街区 | 大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内 | － | － | － | 特定街区を廃止する。 |

「区域は説明図表示のとおり」

理　　由

「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（活用ビジョン）」に基づくまちづくりの実現に向けて、土地区画整理事業による公共施設の再編と宅地の整形化とともに、既に集積している都市機能の更新・充実を図ることなどにより、地域住民が誇れる魅力ある市街地環境の創出を図るため、萩之茶屋一丁目地区地区計画の決定にあわせて、本案のとおり特定街区を廃止しようとするものである。

（　参　考　）

１．変更内容

　　愛隣特定街区を廃止する。

（　）内は旧を示す。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 位　置 | 面　積 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 | 建築物の高さの最高限度 | 備　考 |
| 愛隣特定街区 | ― | ― | ― | ― | ― |
| （大阪市西成区入船町３−１、７－１、８、９、15－１、16－１、18－１、22番地地内〔現：西成区萩之茶屋一丁目地内〕） | （約0.64ha） | （37／10） | 高層部44.0ｍ中層部34.0ｍ低層部12.0ｍ | 建築物の高さは屋上塔屋を含む |

「区域は説明図表示のとおり」

２．変更に係る土地の区域

大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内